

# 学校におけるいじめ防止等の取組についての調査結果(抜粋)

資料1-5

調査名:平成27年度・28年度 学校におけるいじめ防止等の取組に係る調査(高知県教育委員会事務局 人権教育課)

目的:高知県いじめ防止基本方針に基づき、県ぐるみのいじめ防止対策につなげていくため、年度ごとの学校の取組状況を把握し、取組に生かす。

調査対象:高知県内全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校(H28)

## 1 基本方針の周知について

Q 「学校いじめ防止基本方針」を教職員に周知しましたか

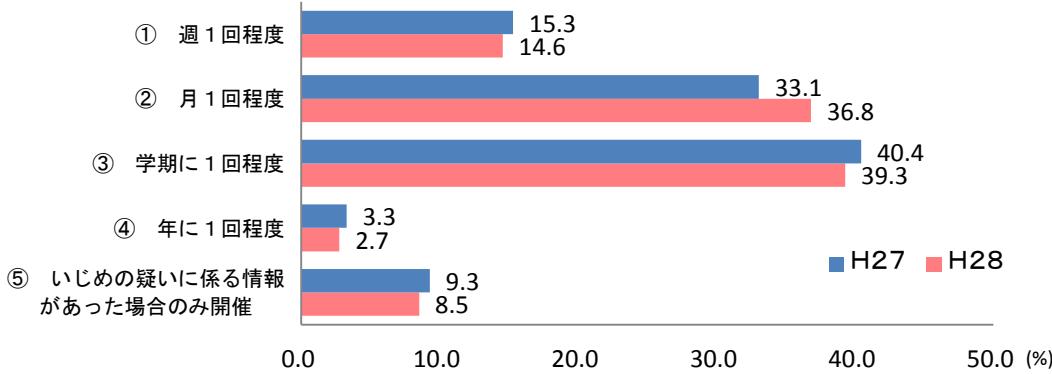


【1について】

- ・教職員への周知は、すべての学校で行われている。
- ・学校は、「いじめ防止基本方針」を周知しなければならないということについては、理解している。

## 2 「いじめ防止等の対策のための組織」の開催頻度について

Q 「いじめ防止等の対策のための組織」の開催頻度についてお尋ねします。

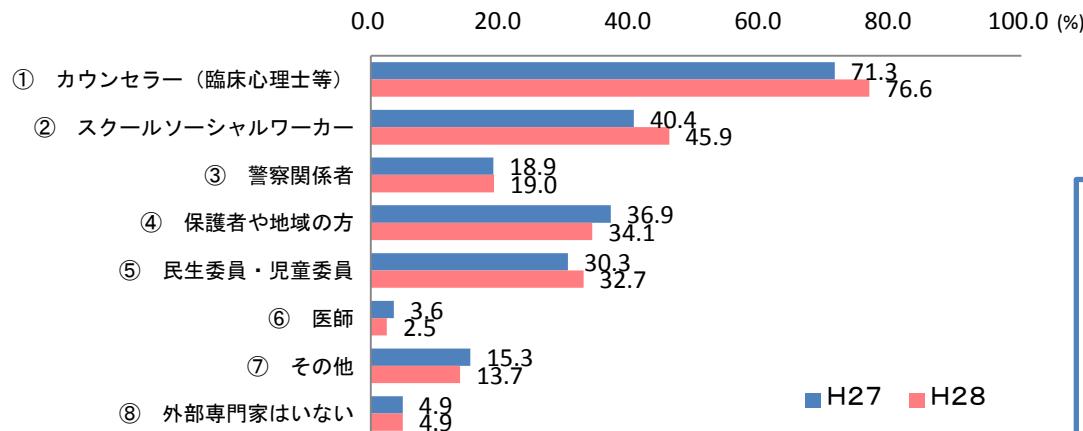


「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」とは？

- ・当該組織は、いじめ防止等の中核となる組織である。
  - ・当該組織の役割として1つめは、情報の収集と記録、共有を行い、組織的に対応する役割を担う。
  - 2つめは、当該組織は、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割がある。
  - ・当該組織については、組織的対応の中核として機能するような体制を確立するため、複数の教職員で構成するとともに、必要に応じて、外部専門家等(例えば、心理、福祉等の専門的知識を有する者、警察関係職員その他の関係者等)を入れるなど、学校の実情に応じて構成する。
  - ・当該組織を実際に機能させるには、(中略)構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。
- (高知県いじめ防止基本方針より抜粋)

## 3 外部専門家について

Q 「いじめ防止等の対策のための組織」の構成員のうち、外部専門家等について当てはまる立場の方についてお答えください。(複数回答可)



【2について】

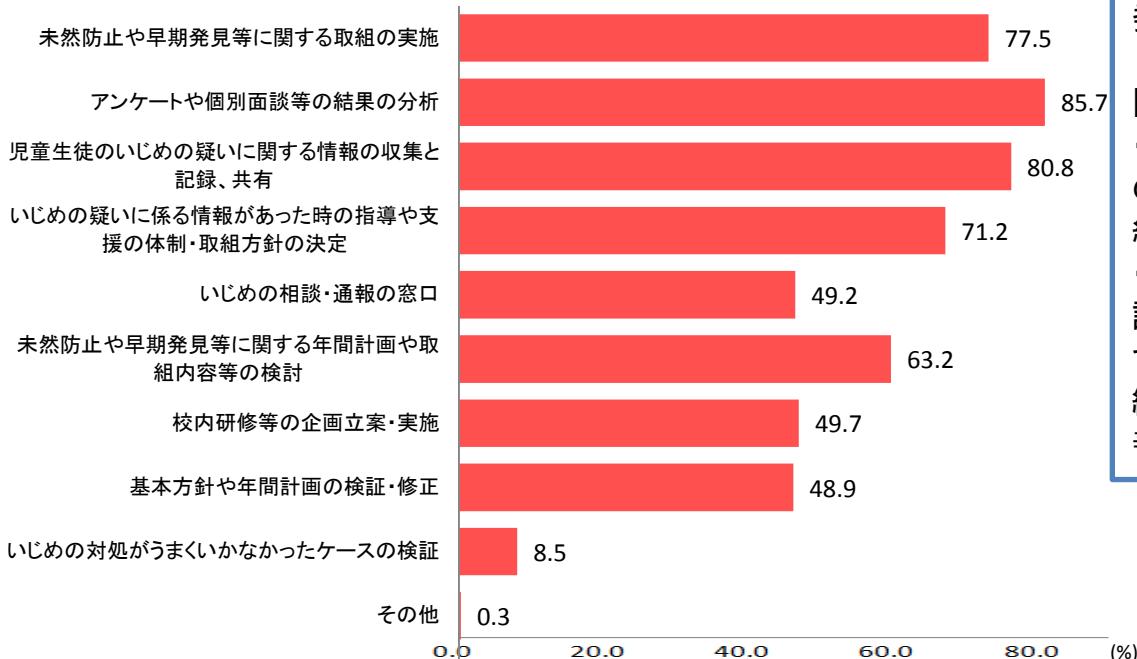
- ・すべての学校で設置され開催されているが、月に1回以上開催している学校の合計は、約50%であり、開催頻度に学校間で格差がある。

【3について】

- ・約95%の学校で組織の構成員に、外部専門家が含まれている。
- ・特にカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員が増加している。

## 4 実施した会議の役割について(H28年度数値)

Q 実施した会議の役割について当てはまる内容をお答えください。(本年度に開催を予定している会議の役割も含み、当てはまるものをすべて回答ください)



【4について】

- ・アンケートの分析や、情報の収集や共有、指導や支援の体制や、取組の方針決定など、基本方針で定められた組織の1つめの役割を担っている学校は多い。
- ・いじめの相談、通報の窓口、基本方針や年間計画の検証・修正、校内研修等の企画立案・実施等の役割を担っている学校が半数以下であり、基本方針で定められた組織の2つめの役割であるPDCAサイクルに基づく検証改善については、学校間で差が見られる。

※学校におけるいじめ防止等の取組は、未然防止や情報収集や共有、分析等においては多くの学校で行われているが、その取組のPDCAサイクルに基づく検証改善については十分に行われているとは言えない。  
※当該組織がいじめ問題に取り組むにあたって中核として機能するために、市町村教育委員会及び学校に対して、改めてその役割等について周知徹底し、組織的・計画的な取組が推進できるように支援することが必要である。